

(参考資料6) 「電力の小売営業に関する指針」改訂案 新旧対照表 (令和2年12月建議分)

改 定 案	現 行
<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等 <u>や非化石証書の使用状況</u> の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等 <u>や非化石証書の使用状況</u> の開示に関する考え方</p> <p>小売電気事業者が電源構成等（電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。）<u>や非化石証書の使用状況</u> の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、<u>これら</u> 他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、<u>これらの情報</u> の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成30年7月に策定された「エネルギー基本計画」においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等や <u>非化石証書の使用状況</u> の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</p> <p>他方、<u>これら</u> の情報については、需要家の誤認を招く方法で開示される場合や明確な根拠なく算定される場合には、需要家の利益を損ねるとともに、事業者間の競</p>	<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(略)</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</p> <p>ア 電源構成等の開示に関する考え方</p> <p>小売電気事業者が電源構成等（電源構成のほか、発電所の立地地域等を含む。以下同じ。）の情報を開示した場合には、需要家が小売電気事業者や電気料金メニューを選択するに当たって、価格に加え、<u>電源構成など</u> 他の要素も比較した上で選択することが可能となる。また、<u>電源構成等</u> の開示が行われると、価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。さらに、平成30年7月に策定された「エネルギー基本計画」においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給側においても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。これらを踏まえると、供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには一定の意義があると考えられる。</p> <p>他方、<u>電源構成等</u> の情報については、需要家の誤認を招く方法で開示される場合や明確な根拠なく算定される場合には、需要家の利益を損ねるとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。このため、本指針において問題となる算定や開</p>

改 定 後	現 行
<p>争条件を歪める可能性がある。このため、本指針において問題となる算定や開示の方法などについて示すことで、<u>適正な情報の</u>開示を図り需要家による選択を確保することとする。</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等 <u>や非化石証書の使用状況</u>の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) 電源構成 <u>及び非化石証書の使用状況</u>の開示</p> <p>小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、後述の1(3)イ <u>iii)</u>の「望ましい算定や開示の方法」や1(3)ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。</p> <p><u>また、後述のとおり非FIT非化石証書に係る制度導入により、小売電気事業者の非化石電源比率は電源構成ではなく非化石証書の使用量に基づき定まるものとなったことから、需要家の選択の観点から、小売電気事業者は電源構成の開示に加えて非化石証書の使用状況についても情報を開示することが望ましい。</u></p>	<p>示の方法などについて示すことで、<u>電源構成等の適正な</u>開示を図り需要家による選択を確保することとする。</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) 電源構成の開示</p> <p>小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、後述の1(3)イ <u>ii)</u>の「望ましい算定や開示の方法」や1(3)ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと（その際には、需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること）が望ましい。</p>

改 定 後	現 行
<p>その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（注7））を併せて記載することが望ましい。</p> <p>（注7）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和2年7月10日。以下「<u>排出係数算定通達</u>」という。）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p> <p>ii) <u>電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例</u></p> <p>後述の1（3）イiii）及び1（3）ウで述べる、<u>電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、これらの情報を開示する場合の具体例を以下に示す。</u></p> <p><u>前記のように、小売電気事業者は電源構成に加えて非化石証書の使用状況の情報も開示することが望ましい。このことを踏まえて、電源構成と非化石証書の情報を一つのグラフ内で示す例と、二つのグラフを併記する例の2例を示す。</u></p> <p>いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に<u>分かりやすく表示することが望ましい。近接した箇所の分かりやすい表示と言えるためには、媒体に応じて、見やすい文字の大きさとし（注8）、注釈元の表示と同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所（注9）に記載するものとする（以下同じ）。</u></p> <p><u>（注8）例えば、手に取って見る印刷物の場合には日本産業規格Z8305に規定する8ポイント未満の文字では十分ではなく、注釈元の表示の大きさととのバランス等によってはこれよりも大きい文字とすることも必要となり得る。</u></p>	<p><u>また、</u>その際には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（注7））を併せて記載することが望ましい。</p> <p>（注7）経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（平成30年5月28日）に基づいて算出される調整後排出係数をいう。</p> <p>ii) <u>算定や開示を行う場合の具体例</u></p> <p>後述の1（3）イiii）及び1（3）ウで述べる、電源構成等の<u>算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。</u></p> <p>いずれの場合においても、注釈については、電源構成の表示と近接した箇所に<u>記載し、かつ見やすい文字の大きさにすることが望ましい。</u></p> <p>（新設）</p>

改定後

現行

(以下、注釈番号が変更される。)

(注9) 例えば、パソコンでのホームページの表示の場合にはスクロールを要しない箇所などをいう。

例1. 一つのグラフで示す例

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。  
↑取引所で調達した電気の特性を明示

当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】  
【※ 控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例、当社は水力電源を20%とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量(○kWh)のうち、このメニューによる販売電力量(○kWh)及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和元年度(令和元年4月1日～2年3月31日)の実績値)

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

①○○電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成30年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和元年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)

②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の○年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は○○です(単位: ○kg-CO2/kWh)。

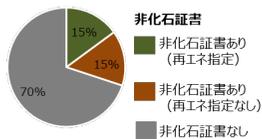
当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気○%の調達を実現しています。

↑電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

例2. 二つのグラフを併記する例

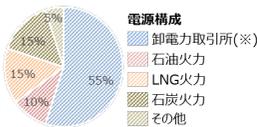
当社の非化石証書使用状況

令和元年4月1日～令和2年3月31日  
供給電力分実績値



当社の電源構成

令和元年4月1日～令和2年3月31日  
供給電力分実績値



(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。  
↑取引所で調達した電気の特性を明示

(新設)

(新設)

(新設)

改定後

現行

当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】  
【※：控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例、当社は水力電源を20%とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量(○kWh)のうち、このメニューによる販売電力量(○kWh)及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和元年度(令和元年4月1日～2年3月31日)の実績値)

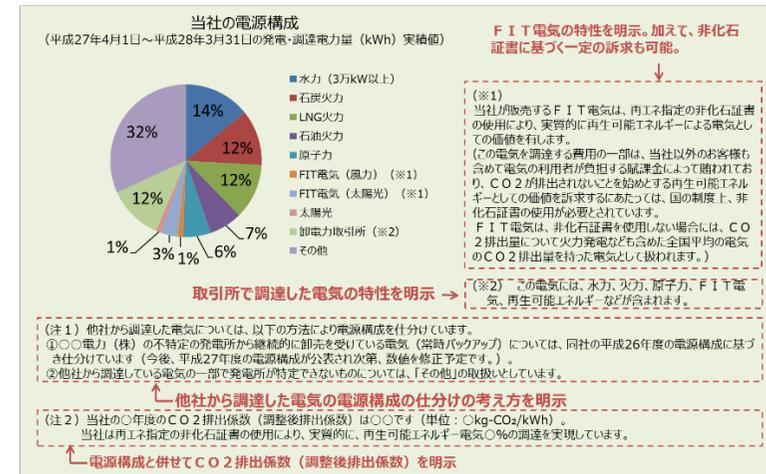
(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。  
①○○電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成30年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和元年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)

②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。  
↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の○年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は○○です(単位:○kg-CO2/kWh)。  
当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気○%の調達を実現しています。  
↑電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

(削る)

① 電源特定メニューによる電気の販売を行わない場合



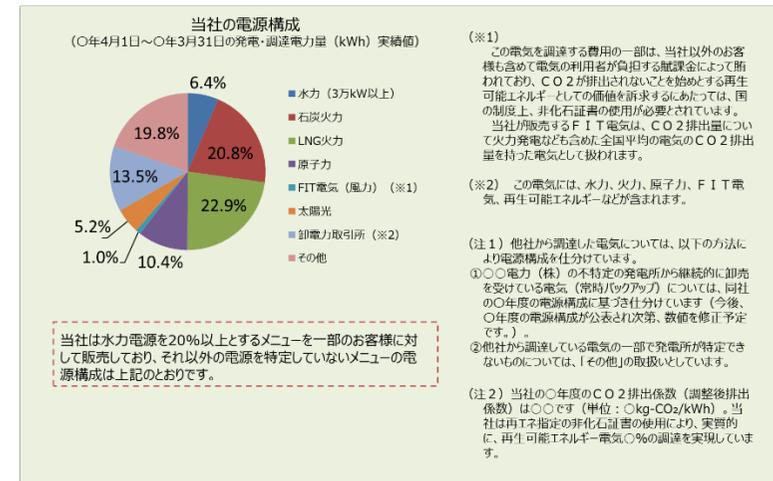
(削る)

② 電源特定メニューを提供する場合(電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除して表示する場合)

改定後

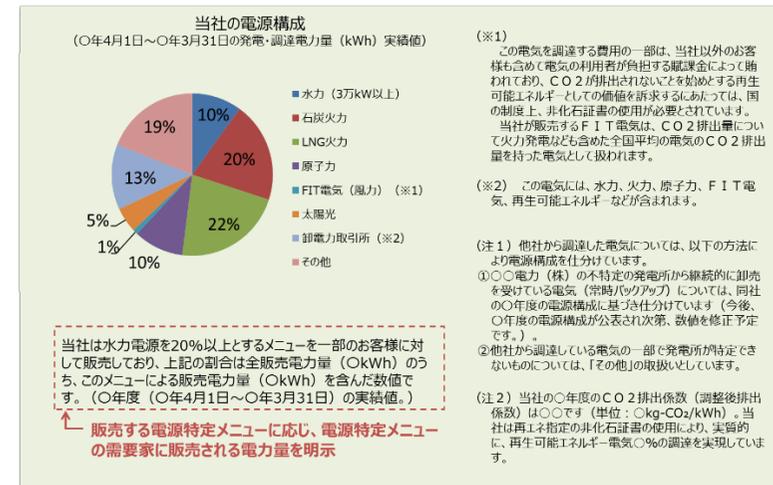
現行

(削る)



③ 電源特定メニューを提供する場合(電源構成として、電源特定メニューに係る販売電力量を控除せずに表示する場合)

(削る)



後述の1(3)ウi)⑨のとおり、電源特定メニューを提供する小売電

改 定 後	現 行
<p>iii) 望ましい算定や開示の方法</p> <p>① 開示対象の情報の算定の期間</p> <p>小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。）は、前年度実績値（前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値。以下同じ。）又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。<u>非化石証書の使用状況については、使用対象となる電源の期間に基づいて開示することが適切である（非化石電源比率及び排出係数の算定上、電気を供給する年度（当年の4月から翌年の3月まで）に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書が対応するため、非化石証書は1月から12月までの発電分のものの使用状況を開示することになる。）。</u></p> <p><u>小売電気事業者が電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合には、後述の1（3）ウiv）①のとおり、過去の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</u>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源100%」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「水力と太陽光の合計を一</p>	<p><u>気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないことは問題となる。</u></p> <p>iii) 望ましい算定や開示の方法</p> <p>① 開示対象の情報の算定の期間</p> <p>小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。）は、前年度実績値（前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値。以下同じ。）又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。</p> <p>なお、「小売供給の特性とする場合」とは、ある特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する。典型的には、電源特定メニュー（「水力電源100%」等、特定の電源種で発電された電気を供給することを供給条件とするメニューのほか、特定の電源種のみでない場合であっても、「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」や「水力と太陽光の合計を一定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる。）が</p>

改 定 後	現 行
<p>定割合以上とする電源構成で供給するメニュー」等、小売電気事業者が供給する電気が特定の電源比率が一定の水準以上の電気であること等を供給条件とするメニューがこれに含まれる（注10）。）や非化石証書の使用による環境価値を約したメニュー（「再生可能エネルギーを一定割合以上含むメニュー」等）がこれに該当する。</p> <p>また、小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（小売供給の特性とする場合を含む。）において、年度単位以外の情報（月単位など）を示すことは否定するものではないが、誤解を招かないよう、年度単位の情報を併記することが望ましい。</p> <p>（注10）なお、これらのメニューに関し、非化石証書の使用の有無により別途一定の記載・注釈が必要になることは後述1（3）ウi）を参照。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 電源特定メニューや再エネメニュー等を提供する場合の電源構成及び非化石証書の使用状況の算定方法（当該特定メニュー分の控除）</p> <p>小売電気事業者が電源特定メニューや非化石証書の使用による再エネメニュー、CO<sub>2</sub>ゼロエミッションメニュー等（以下、これらを併せて「特定メニュー」という。）により電気を供給する場合において、電源構成や非化石証書の使用状況を開示するときは、特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から特定メニューによる販売電力量及び非化石証書使用量を控除して算出した電源構成等及び非化石証書の使用状況を記載することが望ましい。</p>	<p>これに該当する。小売電気事業者が電源構成等を小売供給の特性とする場合には、後述の1（3）ウii）①のとおり、過去の電源構成等の実績値などをもって電源の割合を示すことは適当ではなく、当年度計画値に基づき電源の割合を示すことが求められる。</p> <p>また、小売電気事業者が電源構成等を開示する場合（電源構成等を小売供給の特性とする場合を含む。）において、年度単位以外の情報（月単位など）を示すことは否定するものではないが、誤解を招かないよう、年度単位の情報を併記することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 電源特定メニューを提供する場合の電源構成の算定方法（当該電源特定メニュー分の控除）</p> <p>小売電気事業者が電源特定メニューにより電気を供給する場合において、電源構成を開示するときは、電源特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を防ぐ見地から、以下の算定例に従い（注8）、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成から電源特定メニューによる販売電力量を控除して算出した電源構成等を記載することが望ましい。</p>

改 定 後	現 行
<p><u>電源構成の控除の算定例を以下に示す（注11）。</u>控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</p> <p>（削る）</p> <p><u>（注11）ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、後述の1（3）ウイ）⑦のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</u></p> <p>&lt;算定例&gt;  前年度調達実績（全体） 合計10000kWh  水力：1000kWh、石炭火力：2000kWh、LNG火力：2200kWh、原子力：1000kWh、FIT電気（風力）：100kWh、太陽光：500kWh、卸電力取引所：1300kWh、その他：1900kWh</p>	<p>控除に当たっては、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合には、<u>電源</u>特定メニューの販売電力量も前年度実績値を用い、各電源から調達した電力量を当年度計画値に基づき算定する場合には、<u>電源</u>特定メニューの販売電力量も当年度計画値を用いることが望ましい。ただし、各電源から調達した電力量を前年度実績値に基づき算定する場合であっても、<u>電源</u>特定メニューの前年度実績値が存在しない場合には、当該<u>電源</u>特定メニューの前年度実績値が存在しない旨を付記した上で、当該<u>電源</u>特定メニューの当年度計画値を用いて控除を行うことも許容される。</p> <p><u>（注8）ただし、小売電気事業者の実情に応じて、他の合理的な算出の方法により、電源特定メニューで販売する各電源の電力量を特定することは妨げられない。この場合においても、後述の1（3）ウイ）⑦のとおり、電力量の「二重計上」を行うことは、問題となる点に留意が必要である。</u></p> <p>（新設）</p> <p>&lt;算定例&gt;  前年度調達実績（全体） 合計10000kWh  水力：1000kWh、石炭火力：2000kWh、LNG火力：2200kWh、原子力：1000kWh、FIT電気（風力）：100kWh、太陽光：500kWh、卸電力取引所：1300kWh、その他：1900kWh</p>

改 定 後	現 行
<p>水力電源 20%以上メニュー：前年度販売実績 2000kWh (うち水力 25%)</p> <p>① 特定メニューでの販売電力量を特定する (2000kWh)</p> <p>② ①の販売電力量を、当該特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる (水力：25%=500kWh、残りの1500kWhを石炭火力：LNG火力：原子力：FIT電気(風力)：太陽光：卸電力取引所：その他=20:22:10:1:5:13:19の割合で割り当てる。)</p> <p>③ 調達した電力量の全体から②で算定した特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した電力量の合計(10000kWh)から①の販売電力量(2000kWh)を控除したもの(8000kWh)で除す(水力の場合、<math>(10000kWh - 500kWh) \div (10000kWh - 2000kWh) = 6.25\%</math>)</p>	<p>水力電源 20%以上メニュー：前年度販売実績 2000kWh (うち水力 25%)</p> <p>① <u>電源</u>特定メニューでの販売電力量を特定する (2000kWh)</p> <p>② ①の販売電力量を、当該<u>電源</u>特定メニューの供給割合に応じて各電源に割り当てる (水力：25%=500kWh、残りの1500kWhを石炭火力：LNG火力：原子力：FIT電気(風力)：太陽光：卸電力取引所：その他=20:22:10:1:5:13:19の割合で割り当てる。)</p> <p>③ 調達した電力量の全体から②で算定した<u>電源</u>特定メニューでの各電源の販売電力量を電源ごとに控除し、各電源について、調達した電力量の合計(10000kWh)から①の販売電力量(2000kWh)を控除したもの(8000kWh)で除す(水力の場合、<math>(10000kWh - 500kWh) \div (10000kWh - 2000kWh) = 6.25\%</math>)</p>
<p>ウ 問題となる行為</p> <p>上記のとおり、小売電気事業者が<u>電源構成等</u>や<u>非化石証書の使用状況</u>の情報を開示する際に、明確な根拠なく算定することや、需要家の誤認を招きかねない方法で開示することは、需要家の混乱を招くとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。</p> <p>このため、<u>これら</u>の情報の開示を行う場合には、小売電気事業者は適切な方法で開示することが求められる。</p> <p>小売電気事業者によっては、<u>電源構成等</u>や<u>非化石証書の使用による環境価値</u>を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割</p>	<p>ウ 問題となる行為</p> <p>上記のとおり、小売電気事業者が<u>電源構成等</u>の情報を開示する際に、明確な根拠なく算定することや、需要家の誤認を招きかねない方法で開示することは、需要家の混乱を招くとともに、事業者間の競争条件を歪める可能性がある。</p> <p>このため、<u>電源構成等</u>の情報の開示を行う場合には、小売電気事業者は適切な方法で開示することが求められる。</p> <p>小売電気事業者によっては、<u>電源構成等</u>を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、<u>電源構成等</u>を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も存在</p>

改 定 後	現 行
<p>合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、<u>これら</u>を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も存在する。こうした差異があることを踏まえ、以下、<u>i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの、ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの、iii) F I T電気（注1 2）を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの、iv) 電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、v) 各種電力メニュー等に関する表示例、vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</u></p> <p>(注1 2) (略)</p> <p><u>i) 環境価値の訴求や非化石証書に関する情報開示において問題となるもの</u></p> <p><u>非F I T非化石証書に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は、全て証書化されることとなった（注1 3）。このことを踏まえ、小売電気事業者等が需要家へ環境価値を訴求する際や、非化石証書（注1 4）の情報開示に関して留意すべき事項は以下のとおりである。</u></p> <p><u>（注1 3）総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「第二次中間とりまとめ」（令和元年7月）1 2頁、1 7頁参照。非化石証書の取引としては、卸電力取引所の下で開設される非化石価値取引市場におけるオークション取引（市場取引）と相対取引が存在する。</u></p> <p><u>（注1 4）再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネルギ</u></p>	<p>する。こうした差異があることを踏まえ、以下、<u>i) 一般的に問題となるもの（電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。）、ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii) F I T電気（注9）を販売しようとする場合においてその説明を行うときのみ問題となるもの、iv) 非化石証書を使用した場合においてのみ問題となるもの、v) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</u></p> <p>(注9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p><u>一指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO<sub>2</sub>ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO<sub>2</sub>/kWhであることの価値）や③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対し当該電気の環境価値を表示・主張する権利）が主なものとして挙げられている。詳細については、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取りまとめ」（平成29年2月）参照。</u></p> <p>① <u>非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること</u></p> <p><u>上記のとおり、非化石電源から発電された小売事業の用に供する電気の非化石価値は全て証書化され、非化石証書に化体されることとなった。これに伴い、小売電気事業者がその販売する電気につき再生可能エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量が少ないことといった環境価値を主張するには、その主張に対応した非化石証書を取得し使用する必要がある、非化石電源から発電された電気を含め、小売電気事業者が電気を販売する際には、非化石証書の使用によりその価値が証される場合を除き、その発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという価値を訴求しない方法により説明をする必要があるものとされている（施行規則第3条の12第2項）。</u></p> <p><u>このため、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用せずに、「再エ</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p><u>ネ」や「CO2ゼロエミッション」といったあたかも環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものとして問題となる。</u></p> <p><u>例えば、小売電気事業者が非化石証書を使用しないにもかかわらず非化石電源・再生可能エネルギー電源である旨のメニュー(例. 水力電源●●%メニュー、FIT電気●●%メニュー)として販売し環境価値を有する電気との印象を需要家に与えると考えられる場合はこれに含まれる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる(注15)。</u></p> <p><u>上記のような販売方法ではない場合も、電源構成として非化石電源の電源種(注16)を表示しながら非化石証書の使用がない場合や、電源構成として再生可能エネルギー電源の電源種を表示しながら再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用がない場合に、それぞれ、CO2ゼロエミッション価値がない旨や、再生可能エネルギー電源としての価値がない旨の注釈を行わないことは、販売される電気が環境価値を有する電気であるとの需要家の誤認を招くものとして問題となる。したがって、例えば水力発電による電気として表示する場合、当該電気の販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合にはCO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく火力発電による電気等も含めた全国平均のCO2排出量を持った電気として扱われることの注釈が必要であり、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用している場合には、再生可能エネルギー電源としての価値がないことの注釈が必要となる。</u></p> <p><u>(注15) なお、後記1(3)ウii)①のように需要家が供給を受ける電気の質自体が変わるとの誤認を招くような表示の場合にも問題となる。</u></p>	<p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p><u>(注16) 再生可能エネルギー電源の電源種を含む。したがって、本文の水力発電の例のように、再生可能エネルギー電源の電源種を表示しながら非化石証書の使用がない場合には、再生可能エネルギーとしての価値がないこととCO2ゼロエミッション価値がないことの双方の注釈を付す必要がある。</u></p>	(新設)
<p>② <u>非化石証書を使用したことをもって電源構成等に関して誤認を招く表示をすること (注17)</u></p>	(新設)
<p><u>(注17) 実績値の算定との関係では非化石証書を使用したこと、計画値の算定との関係では非化石証書を使用する計画であることが必要となるが、以下、計画値の場合も含めて「使用した」との記載で代表させる。</u></p>	(新設)
<p><u>電源と同等の非化石証書を使用した上でそれに応じた表示を行うことは需要家の誤認を招くおそれはないことから、再生可能エネルギー電気の販売に際してこれと同量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合に、再生可能エネルギーによる電気を供給している旨を表示することは差し支えない。また、非化石電源による電気の販売に際してこれと同量の非化石証書を使用した場合に二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）である旨を表示することも、差し支えない。（なお、FIT電気を含む電源構成を表示する際には、後記1(3)ウiii)に留意すること。）</u></p>	(新設)
<p><u>非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なること（前述の序(3)参照）等から、非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー電源によ</u></p>	

改 定 後	現 行
<p><u>らない電気を調達しているにもかかわらず再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として「再生可能エネルギー電気100%」と表示するなど再生可能エネルギー電源による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。同様に、化石燃料（注18）を利用する電源による電気を調達しているにもかかわらず、非化石証書を使用したことを理由として「CO2ゼロエミッション電源」の旨表示するなど、実際に二酸化炭素を排出しない電源（非化石電源）による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</u></p> <p><u>ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ前記非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、再生可能エネルギー電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない。同様に、非化石証書を使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該訴求と近接した箇所に、電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、非化石電源による電気を調達しているとの誤認を招くような表示には当たらず、問題とならない（注19）。</u></p> <p><u>（注18）高度化法第2条第2項に規定する化石燃料をいう。</u></p> <p><u>（注19）また、需要家との契約の中で、販売する電気に係る調整後排出係数がゼロであることを約している場合においては、排出係数算定</u></p>	<p></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p><u>通達に基づき、当該電気の販売期間（年度）における調整後排出係数がゼロとなる必要がある。</u></p> <p>ii) <u>電源構成等の開示において一般的に問題となるもの</u></p> <p>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる（注20）。</p> <p>（削る）</p> <p>（注20）なお、小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に「<u>当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている。</u>」旨を表示することは直ちに問題となるものではないが、いずれについても、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要があり、特に需要家に供給する電気につき小売電</p>	<p>i) 一般的に問題となるもの</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。</p> <p><u>なお、小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている。」旨を表示することは問題と</u> <u>ならない。ただし、いずれについても、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。</u></p> <p>（新設）</p>

改 定 後	現 行
<p><u>気事業者として再エネ指定の非化石証書を使用していない場合には、発電構成として再生可能エネルギー電源による発電であることを表示することは需要家の誤認の問題を招き得る（後述1（3）ウ ii） iii）参照）。</u></p> <p>① （略）</p> <p>② 開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと。</p> <p>小売電気事業者の電源構成は時々刻々と変化するものであることから、開示される電源構成について、どの算定期間におけるものであるのかを明示する必要がある。<u>なお、非化石証書については上記算定期間の電源に対して使用されたものを記載する。（前記のとおり、年度（当年の4月から翌年の3月まで）の期間の電気に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書が使用される。）</u></p> <p>③ 電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イ ii）の具体例「注1」のような説明）を示さずに、情報の開示を行うこと。</p> <p>電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、電源構成を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。また、他者から調達した電気（連系</p>	<p>① （略）</p> <p>② 開示している電源構成等の情報が、特定の算定期間における実績又は計画であることを明示しないこと。</p> <p>小売電気事業者の電源構成は時々刻々と変化するものであることから、開示される電源構成について、どの算定期間におけるものであるのかを明示する必要がある。</p> <p>③ 電源構成等の情報について、割合等の算定の明確な根拠なく、又は、割合等の数値及びその算定の具体的根拠（例えば、他者から電気の卸売を受けている場合における前述の1（3）イ ii）の具体例「注1」のような説明）を示さずに、情報の開示を行うこと。</p> <p>電源構成の割合の数値は、他の小売電気事業者の電源構成と比較する際の基本的な情報であるため、電源構成を開示するのであれば、合理的な根拠に基づき算定し、かつ、単にイメージ図を掲載するといった方法ではなく、具体的な数値を示す必要がある。また、他者から調達した電気（連系線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。）については、過去</p>

改 定 後	現 行
<p>線を利用して電気を調達する場合を含む。以下同じ。)については、過去の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す必要がある。</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「水力電源〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</p> <p>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されていない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</p> <p>④ 以下の（ア）から（ス）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア） 水力発電所（注2 2）（出力3万kW以上）により発電された電気</p> <p>（イ） 火力発電所により発電された電気のうち、石炭を燃料種とするもの</p> <p>（ウ） 火力発電所により発電された電気のうち、ガスを燃料種とするもの</p> <p>（エ） 火力発電所により発電された電気のうち、石油その他を燃料種と</p>	<p>の実績値等一定の仮定を置いて電源構成を仕分けていることから、仕分け方法を明示するなど、算定の具体的根拠を示す必要がある。</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合であっても、調達の計画値又は実績値などの合理的根拠がないにもかかわらず、特定の電源構成等が供給条件であるかのような表示をすることは、需要家の誤認を招く可能性があり問題となる。また、「水力電源を含む」と表示するなど、特定の電源の電気が含まれることを開示する場合には、その根拠として、当該電源により発電された電気（日本卸電力取引所から調達した電気として表示しなければならない電気に含まれ得るものを除く。）を調達する計画が必要となる。「再生可能エネルギー〇%以上を目指す」等の目標値の表示も、調達計画と著しく異なるにもかかわらず供給する電気の電源構成が当該目標値のとおりであると需要家を誤認させる場合には、問題となる。</p> <p>また、小売電気事業者が、供給地域の電線路と電氣的に接続されていない地域で発電された電気を供給する旨の表示を行うことは、根拠を欠くものであり、問題となる。</p> <p>④ 以下の（ア）から（ケ）までの電源の区分けについて、需要家の混乱や誤認を招く方法で開示すること。</p> <p>（ア） 水力発電所（注1 1）（出力3万kW以上）により発電された電気（注1 2）</p> <p>（イ） 火力発電所により発電された電気のうち、石炭を燃料種とするもの</p> <p>（ウ） 火力発電所により発電された電気のうち、ガスを燃料種とするもの</p> <p>（エ） 火力発電所により発電された電気のうち、石油その他を燃料種とするもの</p>

改 定 後	現 行
<p>するもの</p> <p>(オ) 原子力発電所により発電された電気</p> <p>(カ) <u>太陽光発電所により発電された電気</u></p> <p><u>(キ) 風力発電所により発電された電気</u></p> <p><u>(ク) 水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）により発電された電気</u></p> <p><u>(ケ) 地熱発電所により発電された電気</u></p> <p><u>(コ) バイオマス発電所により発電された電気</u></p> <p><u>((カ)～(コ)はいずれもFIT電気を除く。なお、前記の1(3)ウi)②のとおり再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合には、(カ)～(コ)につき再生可能エネルギー発電所による電気としてまとめて記載することも認められる(注23)(注24)。)</u></p> <p>(サ) FIT電気（具体的な説明の方法については、後述の1(3)ウiii)参照。）</p> <p>(シ) 日本卸電力取引所から調達した電気（※）</p> <p>(ス) その他</p> <p><u>(注22) 揚水発電については、高度化法の非化石電源比率の算定上で除かれる部分は水力発電所の区分からは除くものとする。当該部分は、揚水発電所の区分で開示する、又は「その他」に含める等の対応が可能。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(オ) 原子力発電所により発電された電気</p> <p>(カ) <u>再生可能エネルギー発電所（注13）により発電された電気（FIT電気を除く。）</u></p> <p>(キ) FIT電気（具体的な説明の方法については、後述の1(3)ウiii)参照。）</p> <p>(ク) 日本卸電力取引所から調達した電気（※）</p> <p>(ケ) その他</p> <p>(注11) <u>揚水発電所を含む。</u></p> <p>(注12) <u>出力3万kW未満の水力発電所により発電された電気は、分類に従い、(カ)又は(キ)に区分けする。</u></p> <p>(注13) <u>以下の発電所をいう。</u></p> <p><u>①太陽光発電所、②風力発電所、③水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）、④地熱発電所、⑤バイオマス発電所（バイオマスを電気に変換する発電所をいう。)</u></p>

改 定 後	現 行
<p><u>(注23) (ア)についても、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合には再生可能エネルギー発電所により発電された電気に含めることも認められる。</u></p> <p><u>(注24) 前記の1(3)ウi)①のとおり、電源構成として非化石電源の電源種を表示しながら非化石証書の使用がない場合や、電源構成として再生可能エネルギー電源の電源種(上記(ア)及び(カ)～(コ))を表示しながら再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用がない場合に、それぞれ、CO2ゼロエミッション価値がない旨や、再生可能エネルギー電源としての価値がない旨の注釈を行わないことは、問題となる。</u></p> <p>なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、<u>共通の特徴をもつ電源をまとめて表示することも、需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</u></p> <p>(※) 間接オークションを用いた調達の場合 (略)</p> <p>⑤ 電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、<u>その</u>情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>なお、上記の区分けに加え、例えば、火力発電所の中でも高効率かどうかや石炭・ガスの中でもどのような燃料かといった点を踏まえた分類をする等、事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、上記の区分けを表示した上で、<u>原子力、水力、再生可能エネルギー(非化石証書の裏付けのないFIT電気を除く。)</u>等を<u>二酸化炭素排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」)</u>であるとしてまとめて表示する場合でも、<u>需要家の混乱や誤認を招かない方法であれば問題とならない。</u></p> <p>(※) 間接オークションを用いた調達の場合 (略)</p> <p>⑤ <u>過去の実績情報等を含む</u>電源構成に関する情報が利用可能な電気の卸売(常時バックアップを含む。)を受けている際に、<u>当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の</u>情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p>

改 定 後	現 行
<p>(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の電源種別の発電実績（ただし、当該旧一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分ける必要がある（この場合、前述の1（3）イ ii）の具体例「<u>注1</u>」のような説明を示す必要がある。）。</p> <p>(略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>⑧ 例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと（下図参照）。</p> <p>太陽光発電所で発電する場合などにおいて、夜間は物理的に発電しない時間帯があるにもかかわらず、昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすことや、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことなど、異なる時点間で電力量を移転する取扱いを行うことは、電気の供給実態と著しく乖離していること、時間帯によって電気の価値が異なる点を見逃していることから、問題となる。</p> <p>ただし、蓄電池を用いて太陽光発電所で発電した電気などを供給する場合については、異なる時点間で実際に電気の充電・放電が行われているため、開示に当たって電力量が移転したとして算定することに問題は無い。</p> <p>(削る)</p>	<p>(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の電源種別の発電実績（ただし、当該旧一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分ける必要がある（この場合、前述の1（3）イ ii）の具体例「<u>※3</u>」のような説明を示す必要がある。）。</p> <p>(略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>⑧ 例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと（下図参照）。</p> <p>太陽光発電所で発電する場合などにおいて、夜間は物理的に発電しない時間帯があるにもかかわらず、昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすことや、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことなど、異なる時点間で電力量を移転する取扱いを行うことは、電気の供給実態と著しく乖離していること、時間帯によって電気の価値が異なる点を見逃していることから、問題となる。</p> <p>ただし、蓄電池を用いて太陽光発電所で発電した電気などを供給する場合については、異なる時点間で実際に電気の充電・放電が行われているため、開示に当たって電力量が移転したとして算定することに問題は無い（<u>注18</u>）。</p> <p><u>(注18)</u> なお、揚水発電所を用いる場合については、揚水を行った電源の種類にかかわらず、前述の1（3）ウ i）④の区分けに従い、そ</p>

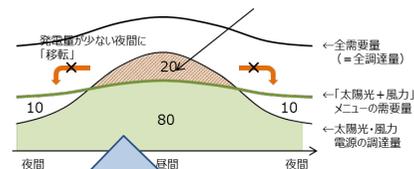
改定後

現行

異なる時点間の移転の具体例（「太陽光＋風力電源」メニューを例に）

＜具体例①＞

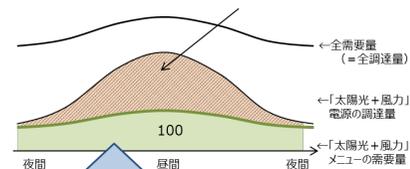
この場合、この部分の電気は昼間に他のメニューにおいて実際に使用されており、それを夜間帯に「移転」することは不適当。



- ◆ 上記のような「移転」する取扱いをしている場合、例えば「太陽光＋風力メニューは太陽光と風力で100%」、「夜間も含め太陽光と風力で供給している」、などといった説明をすることは不適当。
- ◆ 他方、「太陽光・風力」メニューの供給量（100）から夜間時間帯に他の電源より供給された量（20）を控除し、「太陽光＋風力メニューは太陽光と風力で80%」という説明をすることは問題が無い。

＜具体例②＞

この場合、昼間は自社の「太陽光＋風力」メニュー需要量を大きく超えて太陽光・風力電源を調達しているため、この部分を他のメニューにおいて使用しても「移転」は生じない。



- ◆ 上記の場合、「移転」する取扱いを行っていないため、「太陽光＋風力メニューは太陽光と風力で100%」、「夜間も含め太陽光と風力で供給している」、などといった説明をしても問題は無い。

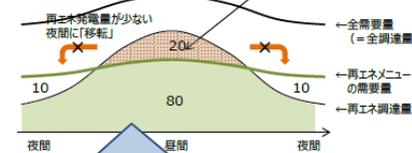
- ⑨ 特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該特定メニューの販売電力量や非化石証書使用量を控除しない場合に、当該特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。

小売電気事業者が需要家に対して特定メニュー（電源特定メニューや非化石証書の使用による再エネメニュー、CO2ゼロエミッションメニュー等）により電気の販売を行う場合、電源構成の開示に際して当該特定メニューでの販売電力量や非化石証書使用量を控除せずに算定した電源構成

の発電所の出力が3万kW以上であるかによって、（ア）水力発電所（出力3万kW以上）により発電された電気又は（カ）再生可能エネルギー発電所により発電された電気（FIT電気を除く。）として分類する必要がある。

＜具体例①＞

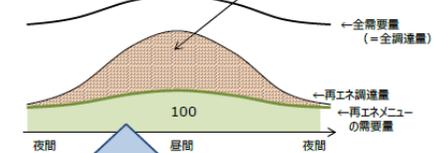
この場合、この部分の電気は昼間に「非再エネメニュー」において実際に使用されており、それを夜間帯に「移転」することは不適当。（これは、「再エネメニュー」と「非再エネメニュー」を仮想的に2つの異なる小売電気事業者であると仮定した場合における取扱いと同様）



- ◆ 上記のような「移転」する取扱いをしている場合、例えば「再エネメニューは再エネ100%」、「夜間も含め再エネで供給している」、などといった説明をすることは不適当。
- ◆ 他方、再エネ調達量（100）から昼間時間帯に「非再エネメニュー」に使用された量（20）を控除し、「再エネメニューは再エネ80%」という説明をすることは問題が無い。

＜具体例②＞

この場合、昼間は自社の再エネメニュー需要量を大きく超えて再エネを調達しているため、この部分を再エネ電気として他の小売電気事業者に販売することは可能。（ただし、その分「非再エネメニュー」向けの電源の調達が必要となる）



- ◆ 上記の場合、「移転」する取扱いを行っていないため、「再エネメニューは再エネ100%」、「夜間も含め再エネで供給している」、などといった説明をしても問題は無い。

- ⑨ 電源 特定メニューを提供する小売電気事業者が、電源構成の開示に際して当該電源 特定メニューの販売電力量を控除しない場合に、当該電源 特定メニューでの販売電力量が含まれることを明示しないこと。

小売電気事業者が需要家に対して電源特定メニューにより電気の販売を行う場合、電源構成の開示に際して当該電源特定メニューでの販売電力量を控除せずに算定した電源構成を開示する場合には、下記のように、電源特定メニューによる販売電力量を含んだ電源構成割合であることに關する適切な注釈を付す必要がある。このような注釈を付さないことは、電

改定後	現 行
<p>を開示する場合には、下記のように、特定メニューによる販売電力量や<u>非化石証書使用量</u>を含んだ情報であることに関する適切な注釈を付す必要がある。このような注釈を付さないことは、特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を招きかねず、問題となる。</p> <p>例（水力電源を20%とする電源特定・<u>再エネ</u>メニューを販売している場合）</p> <p>当社は水力電源を20%とする<u>20%再エネ</u>メニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合<u>及び非化石証書の使用状況</u>は、全販売電力量（〇kWh）のうち、このメニューによる販売電力量（〇kWh）<u>及び非化石証書使用量</u>を含んだ数値です。（〇年度（〇年4月1日～〇年3月31日）の実績値）</p> <p>（削る）</p>	<p><u>源</u>特定メニュー以外のメニューにより電気を購入する需要家の誤認を招きかねず、問題となる。</p> <p>例（水力電源を20%とする電源特定メニューを販売している場合）</p> <p>当社は水力電源を20%とするメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量（〇kWh）のうち、このメニューによる販売電力量（〇kWh）を含んだ数値です。（〇年度（〇年4月1日～〇年3月31日）の実績値）</p> <p>ii) <u>電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u></p> <p><u>電源構成等を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項）。</u>例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は<u>問題となる。</u></p> <p>① <u>電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の電源の割合の計画を示すことなく、過去の電源構成等の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。</u></p> <p><u>小売電気事業者が供給する電気に係る電源構成等は、時々刻々と変化し</u></p>

改定後	現 行
<p>iii) F I T電気を <u>含む電源構成を表示する場合に</u> 問題となるもの</p> <p>(削る)</p>	<p><u>ていくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における電源構成等を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して電源構成等の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。</u></p> <p><u>この際、計画の対象となる電源構成等の算定期間は、電気を供給する年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位とすることを基本とする。ただし、年度の途中で、電源構成等を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合にあっては、当該算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日(3月31日)までとする。</u></p> <p>② <u>電源構成等を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、電源構成等の実績値について事後的な説明を行わないこと。</u></p> <p><u>上記のとおり、小売電気事業者等が説明する電源構成等は販売する年度を単位とするため、販売時点においては計画値となる。したがって、小売電気事業者等は、需要家に対して、事後的に当該計画値と実績値がどの程度整合しているかどうかについて、適切に説明をすることが必要となる。</u></p> <p>iii) F I T電気を <u>販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ</u> 問題となるもの</p> <p><u>小売電気事業者がF I T電気を販売しようとする場合に、小売電気事業者等が当該電気について説明する際に留意すべき事項は以下のとおりで</u></p>

改 定 後	現 行
<p><u>F I T 電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われており、費用負担が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なる。再生可能エネルギーの発電事業者から F I T 電気を調達している電気事業者が、再エネ特措法第 28 条第 1 項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている（注 29）。このことを踏まえ、小売電気事業者が F I T 電気を含む電源構成を表示する場合に留意すべき事項は以下のとおりである。</u></p> <p>（注 29）総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書（平成 23 年 2 月 18 日）17 頁、<u>総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ 資料 6-4（平成 27 年 7 月 28 日）26～27 頁及び総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 市場整備ワーキンググループ 資料 3（平成 28 年 11 月 9 日）17 頁参照。</u></p> <p>① <u>非化石証書を使用せずに環境価値を訴求すること</u></p>	<p><u>ある。</u></p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者から F I T 電気を調達している電気事業者が、再エネ特措法第 28 条第 1 項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている（注 19）。<u>この点を踏まえると、小売電気事業者が F I T 電気を販売する際には、当該電気の販売に応じて、その電気に係る調整後二酸化炭素排出量に相当する二酸化炭素削減相当量を基礎づける量の非化石証書を使用（非化石証書を償却（費用化）することをいう。以下同じ。）する場合を除き、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（施行規則第 3 条の 12 第 2 項）。</u></p> <p>（注 19）総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会「再生可能エネルギーの全量買取制度における詳細制度設計について」買取制度小委員会報告書（平成 23 年 2 月 18 日）17 頁及び<u>総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「非化石価値取引市場について」（2017 年 12 月）参照。</u></p> <p>（新設）</p>

改 定 後	現 行
<p><u>上記1（3）ウ i）に記載したとおり、F I T電気についても、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、需要家の誤認を招くものであり問題となる。「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いることもこれに含まれる（このような説明は、下記の3要件を全て満たしていたとしても、需要家の誤認を招く行為として問題となる。）（注30）。</u></p> <p><u>上記のような販売方法ではない場合も、電源構成としてF I T電気を表示しながらその販売電力量に相当する非化石証書の使用がない場合には、CO2ゼロエミッション価値や再生可能エネルギー電源としての価値がなく火力発電による電気等も含めた全国平均のCO2排出量を持った電気として扱われることの注釈が必要であり、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用している場合には、再生可能エネルギー電源としての価値がないことの注釈が必要となる。</u></p> <p><u>また、F I T電気については、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、（ア）「F I T電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、（イ）当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を説明すること、及び（ウ）F I T制度の説明をすること（※）、という3要件を満たす必要もあり、これらの説明はF I T電気の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要がある。</u></p> <p><u>（※）F I T電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われていることに関する適切な注釈を付すことが必要である。（上記の環境価値がないことの注釈と併せて、後記の表示例を参照。）</u></p>	

改 定 後	現 行
<p>(注30) なお、前記1(3)ウii)①のように需要家が供給を受ける電気の質自体が変わるとの誤認を招くような表示の場合にも問題となる。</p> <p>② 非化石証書を使用した場合に、FIT電気に関して必要な説明をしないこと</p> <p>小売電気事業者がFIT電気の販売電力量に相当する再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した場合に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨を表示することや、FIT電気の販売電力量に相当する非化石証書を使用した場合に二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）である旨を表示することは差し支えない。ただし、これらの非化石証書を使用する場合であっても、FIT電気を表示する際には、他の再生可能エネルギー電源との費用負担の相違に鑑み、(ア)「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は特定のメニューに占める割合を説明すること、及び(ウ)FIT制度の説明をすること(※)、という3要件を満たすことが必要である。また、これらの説明は再エネやCO2排出量が少ないことといった環境価値の表示と近接した箇所に分かりやすく示すことが必要である。</p> <p>(※) FIT電気の調達費用の一部は需要家の負担する賦課金により賄われていることに関する適切な注釈を付すことが必要である。</p>	<p>(新設)</p> <p>小売電気事業者が販売するFIT電気の量に相当する量の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用しない場合、二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法による説明といえるためには、需要家にとっての分かりやすさの観点から、(ア)「FIT電気」である点について誤解を招かない形で説明すること、(イ)当該小売電気事業者の電源構成全体又は電源を特定しないメニューに占める割合を説明すること、及び(ウ)FIT制度の説明をすること(※)、という3要件を満たす必要がある。</p> <p>(※) FIT電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われているものであり、費用負担や二酸化炭素排出係数の取扱いが他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なり、火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われるなど、非化石電源としての価値は有さないことに関する適切な注釈を付す必要がある。</p>

改定後	現 行
<p>③ <u>その他、3要件に関わる留意点</u></p> <p>例えば、小売電気事業者等が下記のような行為を行う場合は、問題となる。</p> <p>● <u>上記3要件のいずれか1つでも満たさない説明を行うこと(このうちFIT制度の説明については、非化石証書の使用の有無に応じて、前記①又は②に基づき説明すること)</u>。なお、3要件を全て満たした上で、「<u>風力</u>」や「<u>太陽光</u>」などといった契約上の電源種別の事実を表示・説明するなど、<u>電源の調達に関する中立的な事実関係を追加的に表示・説明することは可能であるが、必要な非化石証書を使用しないにもかかわらず、あたかも「再エネ」や「CO2ゼロエミッション」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは、前述のとおり問題となる。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>ただし、当該小売電気事業者が、販売するFIT電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を当該電気の販売に応じて使用する場合には、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により実質的に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の注釈を付記することも認められる。</u></p> <p>例えば、小売電気事業者等が下記のような行為を行う場合は、<u>二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しているものと考えられ、問題となる。</u></p> <p>① <u>上記3要件のいずれか1つでも満たさない説明を行うこと。なお、3要件を全て満たした上で、「再エネ」や「太陽光」などといった契約上の電源種別の事実を表示・説明すること、「再エネ発電事業者から調達した電気」といった中立的な事実関係を追加的に表示・説明することは問題とならない。</u></p> <p>② <u>FIT電気を販売している場合において、「グリーン電力」、「クリーン電力」、「きれいな電気」その他これらに準ずる用語を、個別メニューや事業者の電源構成の説明に用いること。</u></p> <p><u>(※)このような説明は、上記3要件を全て満たしていたとしても、</u></p>

改定後	現 行																
<p>● FIT電気について、「FIT電気」以外の曖昧な用語や需要家の誤認を招く用語を用いること。</p> <p>(※) 需要家の混乱を回避する観点から、「FIT電気」は一語として表示・説明することが求められ、これに反する表示・説明は問題となる(問題となる例:「FIT(風力/太陽光)電気」という表示に、割合の表示やFIT制度の説明を付記する場合等)。</p> <p><u>(参考) 前記の「再エネ」表示、「CO2ゼロエミッション」表示の整理</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「再エネ」表示の整理</u></p> <table border="1" data-bbox="230 871 1055 1005"> <thead> <tr> <th>①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源</th> <th>②再エネ指定証書 +FIT電気</th> <th>③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)</th> <th>④証書使用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再エネ</td> <td>再エネ (+FIT電気の説明)※1</td> <td>実質再エネ (+調達電源の説明)※2</td> <td>訴求不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 FIT電気については、3要件(ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明が必要。</p> <p>※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定の非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>「CO2ゼロエミッション」表示の整理</u></p> <table border="1" data-bbox="230 1193 1048 1327"> <thead> <tr> <th>① 非化石証書 +非FIT非化石電源</th> <th>② 非化石証書 +FIT電気</th> <th>③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)</th> <th>④証書使用なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2ゼロエミ</td> <td>CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1</td> <td>実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2</td> <td>訴求不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上表の※1に同じ。</p> <p>※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに非化石証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。</p>	①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし	再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可	① 非化石証書 +非FIT非化石電源	② 非化石証書 +FIT電気	③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし	CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2	訴求不可	<p><u>需要家の誤認を招く行為として問題となる。</u></p> <p>③ FIT電気について、「FIT電気」以外の曖昧な用語や需要家の誤認を招く用語を用いること。</p> <p>(※) 需要家の混乱を回避する観点から、「FIT電気」は一語として表示・説明することが求められ、これに反する表示・説明は問題となる(問題となる例:「FIT(再エネ/太陽光)電気」という表示に、割合の表示やFIT制度の説明を付記する場合等)。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
①再エネ指定証書 +非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 +FIT電気	③再エネ指定証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし														
再エネ	再エネ (+FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+調達電源の説明)※2	訴求不可														
① 非化石証書 +非FIT非化石電源	② 非化石証書 +FIT電気	③ 非化石証書 +①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし														
CO2ゼロエミ	CO2ゼロエミ (+FIT電気の説明)※1	実質CO2ゼロエミ (+調達電源の説明)※2	訴求不可														

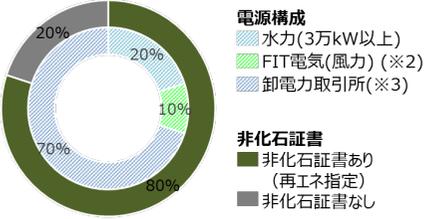
改 定 後	現 行
<p>iv) <u>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</u></p> <p><u>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項）。例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は問題となる。</u></p> <p>① <u>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対し、販売する当該年度の計画を示すことなく、過去の実績値のみをもって電源の割合を示すこと。</u></p> <p><u>小売電気事業者が供給する電気に係る電源構成等は、時々刻々と変化していくものであること、また、例えば太陽光発電や風力発電など天候により発電量が左右される電源があることから、各供給時点における電源構成等を厳密に把握することは困難であり、また現実的ではない。しかしながら、小売電気事業者等は、需要家に対して実際に供給する電気の特性を説明すべきことから、過去の実績値のみを使用して電源構成等の説明を行うのではなく、将来の計画を示して説明を行うべきである。また、非化石証書の使用による環境価値（再エネとしての価値及び非化石電源としての価値）を小売供給の特性とする場合についても同様に、将来の計画を示して説明を行うべきである。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 後	現 行
<p><u>この際、計画の対象となる電源構成等の算定期間は、電気を供給する年度（当年の4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とすることを基本とする。この期間の電気の供給に対しては、当年1月から12月発電分の非化石証書を使用する（注31）。ただし、年度の途中で、電源構成等を小売供給の特性として電気の販売を開始する場合にあつては、電源構成等の算定期間は、当該販売を開始した日から当該販売を開始した日が属する年度の末日（3月31日）までとする。</u></p> <p><u>（注31）高度化法上の非化石電源比率及び温対法上の排出係数の算定スケジュールとの関係による。なお、翌年1月から3月発電分の非化石証書については、翌年度の電気の供給に対し使用することができる。</u></p> <p>② <u>電源構成等や非化石証書の使用による環境価値を供給する電気の特性として需要家に供給する小売電気事業者が、当該需要家に対して、それらの実績値について事後的な説明を行わないこと。</u></p> <p><u>上記のとおり、小売電気事業者等が説明する電源構成等や非化石証書の使用による環境価値は販売する年度を単位とするため、販売時点においては計画値となる。したがって、小売電気事業者等は、需要家に対して、事後的に当該計画値と実績値がどの程度整合しているかどうかについて、適切に説明をすることが必要となる。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>iv) <u>非化石証書を使用した場合においてのみ問題となるもの</u></p> <p><u>小売電気事業者が非化石証書（注20）を購入した場合に、小売電気事業者等が当該証書に基づき需要家へ訴求をする際に留意すべき事項は以下のとおりである。</u></p> <p><u>非化石価値取引市場について、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは</u></p>

改定後	現 行
(削る)	<p>異なること（前述の序（3）参照）等から、非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成には影響しない。このため、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことは問題となる。</p> <p><u>ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書を電気の販売に応じて使用した小売電気事業者が「再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」などと訴求することや、非化石証書を電気の販売に応じて使用した小売電気事業者が「非化石証書の使用により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などと訴求することは、当該事業者が同証書の使用により環境価値の訴求が可能となることから、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない。</u></p> <p><u>（注20）再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体した証書。再生可能エネルギー由来の非化石証書については「再生可能エネルギー指定」の非化石証書として販売することが可能である。再生可能エネルギーや原子力に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO2ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律</u></p>

改定後	現 行
<p>v) <u>各種電力メニュー等に関する表示例</u></p> <p><u>上記を踏まえ、各種の電源メニュー等における、非化石証書やFIT電気等の表示の具体例を示すと次のとおり。</u></p> <p>① <u>再エネメニューの表示例 (例. 「再エネ100%」メニュー)</u></p>	<p><u>第107号) 上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO<sub>2</sub>/kWhであることの価値) や③環境表示価値 (小売電気事業者が需要家に対し当該電気</u> <u>の環境価値を表示・主張する権利) が主なものとして挙げられてい</u> <u>る。詳細については、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政</u> <u>策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間取</u> <u>まとめ」 (平成29年2月) 参照。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p><b>再エネ100%メニュー(※1)</b> <b>本メニューの電源構成・非化石証書使用状況</b> 令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)</p> <p>【FIT電気】であることの表示。 (3要件の(ア))</p> <p>電源構成 ■ 水力(3万kW以上) ■ FIT電気(太陽光)(※2)</p> <p>非化石証書 ■ 非化石証書あり (再エネ指定)</p> <p>【FIT電気の割合を示す。 (3要件の(イ))】</p> <p>再エネメニューについては、電源構成及び非化石証書の使用による環境価値をととも小売供給の特性とするものであるため、前記1 (3) ウiv) で求められる説明を行わないことは問題となる。また、FIT電気については、前記1 (3) ウiii) で求められる必要な説明を行わないことは問題となる。</p>	<p>(※1) FIT 電気を含みます。(※2 参照)</p> <p>(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。</p> <p>↑ 証書ありの場合の FIT 電気の注釈。 再エネ指定証書を使用する場合であっても、FIT 制度の説明が必要。(3 要件の(ウ)) この説明は、再エネの旨の訴求の記載と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさと、同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。</p> <p>(新設)</p>

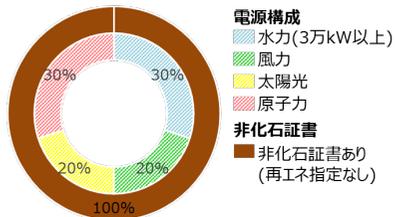
改定後	現行
<p data-bbox="226 204 1003 231">② 実質再エネメニューの表示例 (例、「実質再エネ80%」メニュー)</p> <p data-bbox="192 320 566 400"><b>実質再エネ80%メニュー(※1)</b> 本メニューの電源構成・非化石証書使用状況 令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)</p>  <p data-bbox="409 440 600 643"><b>電源構成</b> ■ 水力(3万kW以上) ■ FIT電気(風力) (※2) ■ 卸電力取引所(※3)</p> <p data-bbox="409 563 551 643"><b>非化石証書</b> ■ 非化石証書あり (再エネ指定) ■ 非化石証書なし</p> <p data-bbox="663 264 1055 363">(※1) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに再エネ指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気 80%の調達を実現しています。</p> <p data-bbox="663 395 1055 547">↑再エネ電源(FIT 電気含む。)以外の電気に非化石証書を使用して非化石証書の訴求をする場合、それと近接した箇所に電源構成表示又は主な電源種の説明を分かりやすく行う必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。</p> <p data-bbox="663 584 1055 655">(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。</p> <p data-bbox="663 687 1055 730">(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。</p> <p data-bbox="271 783 1093 1241"><u>再生可能エネルギー電源によらない電気を調達している場合、前記1 (3) ウ i) ②のとおり、小売電気事業者が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用したことを理由として再生可能エネルギー電源による電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示をすることは問題となる。ただし、近接した箇所に電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、実質再エネの表示は問題とならない。また、実質再エネメニューは非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とするものであるため、前記1 (3) ウ iv) で求められる説明を行わないことは問題となる。</u></p> <p data-bbox="271 1265 1093 1337"><u>なお、FIT電気については、前記1 (3) ウ iii) で求められる必要な説明を行わないことは問題となる。</u></p>	<p data-bbox="1218 1007 1290 1034">(新設)</p>

改定後

現行

③ CO<sub>2</sub>ゼロエミメニューの表示例(例、「CO<sub>2</sub>ゼロエミ100%」メニュー)

CO<sub>2</sub>ゼロエミ100%メニュー  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



なお、「実質 CO<sub>2</sub>ゼロエミ」のメニューの場合の注釈の例は以下のとおり。  
(※) 本メニューの電源は左記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的にCO<sub>2</sub>ゼロエミッション電源〇%以上の調達を実現しています。

CO<sub>2</sub>ゼロエミメニューについては、電源構成及び非化石証書の使用による環境価値をともに小売供給の特性とするものであるため、前記1(3)ウiv)で求められる説明を行わないことは問題となる(注32)。

また、非化石電源によらない電気を調達している場合については、上の②の例と同様であり、前記1(3)ウi)②のとおり、小売電気事業者が非化石証書を使用したことを理由としてCO<sub>2</sub>ゼロエミッションの電気を調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示は問題となる。ただし、近接した箇所に電源構成の表示又は主な電源種の表示を分かりやすく行い、かつ非化石証書の使用によるという意味であることを明確に説明している限りにおいては、実質CO<sub>2</sub>ゼロエミの表示は問題とならない。実質CO<sub>2</sub>ゼロエミメニューは非化石証書の使用による環境価値を小売供給の特性とするものであるため、前記1(3)ウiv)で求められる説明を行わないことは問題となる。

(注32) また、本例には含んでいないが、FIT電気を表示する際には、上の①②の例と同様、前記1(3)ウiii)で求められる必要な説明を

(新設)

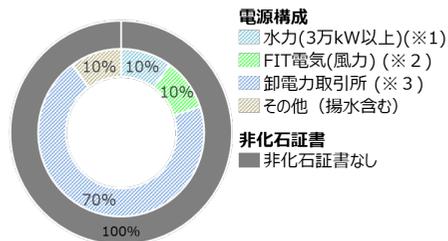
改定後

現行

行わないことは問題となる。

④ 非化石証書を使用しない場合の説明

当社の電源構成・非化石証書使用状況  
令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



(※1) この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

↑再エネ電源や非化石電源に対応する非化石証書を使用していない場合、再エネ電源や非化石電源としての価値がないことの説明が必要。電源の表示と近接した箇所に分かりやすく示す必要があり、媒体に応じ、注釈元の表示とのバランスも踏まえた見やすい文字の大きさとし、同じ視野に入るなど注釈の対応関係が明瞭に認識できる箇所に記載するものとする。

(※2) この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。  
この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

↑FIT 電気の注釈(証書使用なし)。

(※3) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

前記1(3)ウi)①及びiii)①のとおり、小売電気事業者が、必要な非化石証書を使用しないにも関わらず、「再エネ」や「CO2ゼロエミ」といった環境価値を有する電気であるとの印象を与えるような表示や訴求を行うことは需要家の誤認を招くものとして問題となるものであり、電源構成として再生可能エネルギー電源や非化石電源を表示しながら必要な非化石証書の使用がない場合には、販売される電気に環境価値がないことの注釈が必要となる。

vi) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの  
(略)

v) 「〇〇地域産電力」や「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの  
(略)

2～6 (略)

7 本指針の適用

- (1) 令和2年9月29日の改定後の本指針は、同日から適用する。
- (2) 1(3)イii)②及び③、1(3)イiii)④並びに1(3)ウi)⑨は、平成31年度以後の開示(平成31年3月31日以後に終了する年度(1年に満たない期間を用いて算定する場合、当該期間を含む。以下同じ。)に係る実績値又は平成31年4月1日以後に開始する年度に係る計画値に基づく開示をいう。以下同じ。)に適用し、平成30年度以前の開示(平成31年度以後の開示に該当しないものをいう。以下同じ。)については、1(3)イii)中「① 電源特定

改定後	現 行
<p>2～6 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p>	<p><u>メニューによる電気の販売を行わない場合」とあるのは「【具体例】」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>なお、平成30年度以前の開示であって、改定後の本指針の適用日以後最初に終了する年度の実績値の確定後、算定に必要な期間に鑑みて合理的期間内に更新を行う予定のないものは、平成31年4月1日以後は、平成31年度以後の開示とみなして適用する。</u></p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合 (略)</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（<u>日本工業規格 Z 8305</u>に規定する8ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</p>

改定後	現 行
<p>i) (略)</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合 (略)</p> <p>なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識しやすい方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字（<u>日本産業規格 Z 8 3 0 5</u>に規定する8ポイント未満の文字）で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。</p> <p>iii)・iv) (略)</p> <p><b>2・3 供給条件の説明 (略)</b></p>	<p>iii)・iv) (略)</p> <p><b>2・3 供給条件の説明 (略)</b></p>